

令和3年4月28日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 原 弘憲
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 高澤 有美
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和3年3月分)について

令和3年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和3年3月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和3年3月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが59件、令和元年度が23件、平成30年度が8件、平成29年度が9件、平成28年度が8件、平成27年度以前が58件、合計165件（市区町村において発生した22件、委託業者等が発生させた16件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な148件について、一覧で事象をお示ししています。

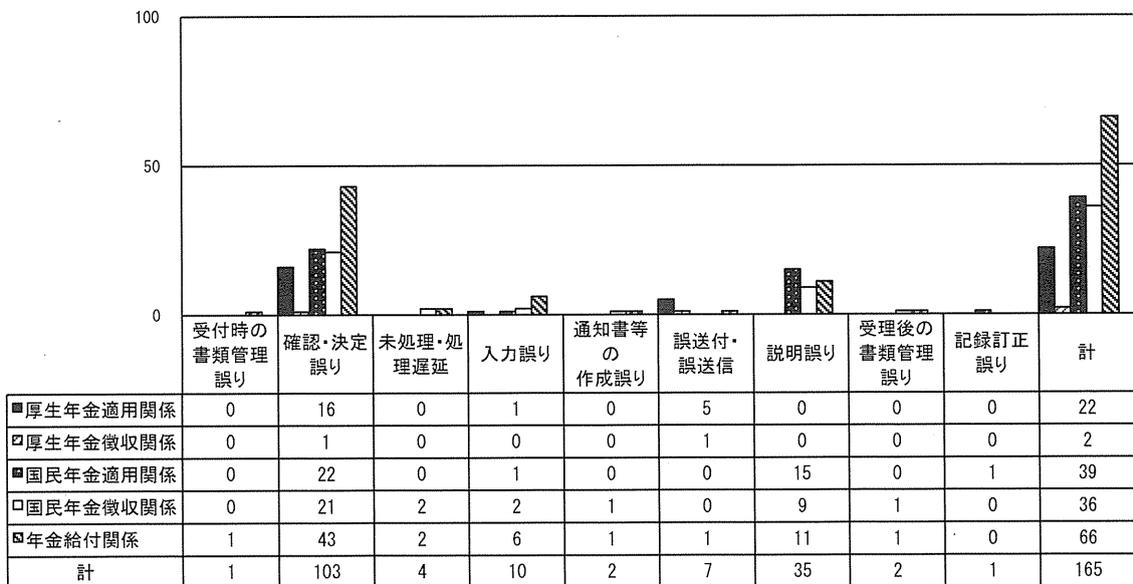
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	39(3)	2(2)	0	3(1)	0	4(3)	2	4	4(1)	8(1)	9(1)	8(1)	23(9)	165(38)
割合	23.7%	1.2%	0.0%	1.8%	0.0%	2.4%	1.2%	2.4%	2.4%	4.8%	5.5%	4.8%	14.0%	100.0%

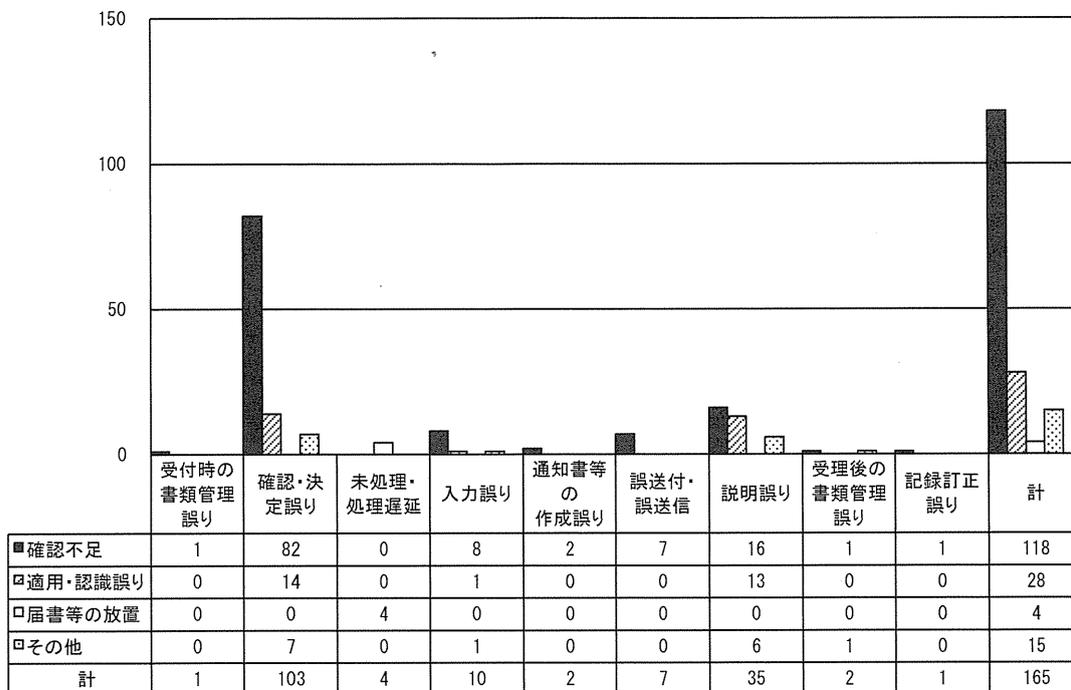
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

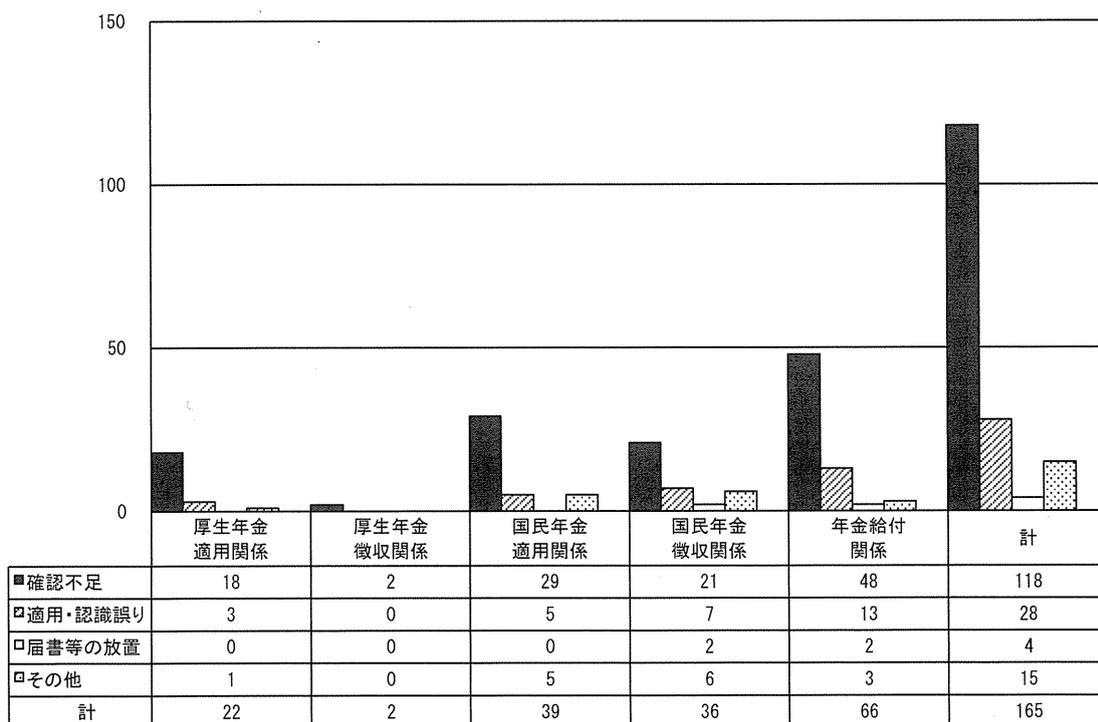
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



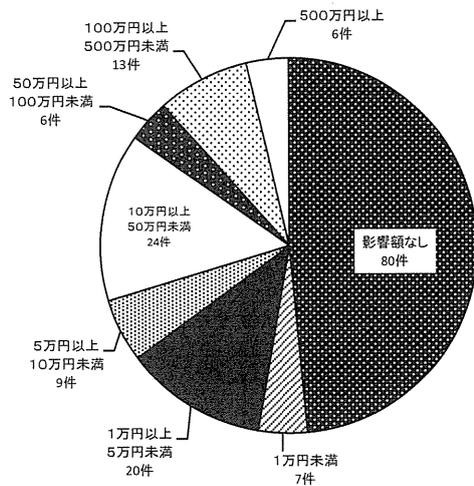
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

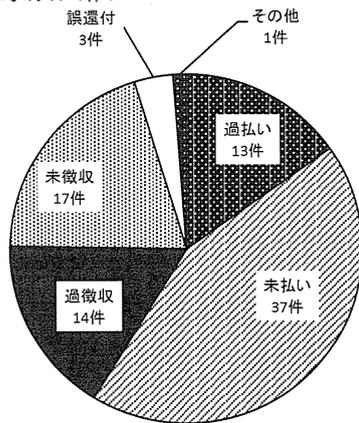


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		15	1	30	16	18	80
1万円未満		0	0	0	4	3	7
1万円以上 5万円未満		1	1	0	11	7	20
5万円以上 10万円未満		2	0	2	1	4	9
10万円以上 50万円未満		0	0	5	4	15	24
50万円以上 100万円未満		4	0	1	0	1	6
100万円以上 500万円未満		0	0	1	0	12	13
500万円以上		0	0	0	0	6	6
計		22	2	39	36	66	165

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	13件	16,111,446	1,239,342
未払い	37件	65,710,358	1,775,955
過徴収	14件	1,175,255	83,946
未徴収	17件	6,055,826	356,225
誤還付	3件	542,180	180,726
その他	1件	1,315,564	1,315,564
計	85件	90,910,629	1,069,536

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	1件	1,315,564円
---------	----	------------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	97件	58.8%
外部	68件	41.2%
計	165件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和3年4月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	2件	174万円	105,511件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	3件	153万円	4,919件	13.0億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	28万円	1,669件	13.9億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	6件	1,090万円	344件	7,883万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	28万円	128件	1,504万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	1件	689万円	14件	5,800万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	2件	26万円	594件	1.0億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	2件	23万円	303件	4,712万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	3万円	29件	4,028万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	9万円	1,648件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	240万円	29件	2,004万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	2件	5万円	25件	2,288万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	1件	200万円	2,141件	22.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	79件	580万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	1件	92万円	30件	6,510万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	1件	26万円	21件	1,048万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	207万円	55件	3,981万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	1件	19万円	244件	12.9億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	61件	1,868万円	24,654件	20.9億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	30件	1.6億円	689件	9.2億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	10件	3,998万円	524件	28.0億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	335件	1,532万円	83,450件	16.3億円
		過払い	0件	0円	3,224件	1,491万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	5件	1,020万円	162件	3.1億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	3件	1,266万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和3年3月分の事務処理誤り一覧(1～20ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～19
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 20～21
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 22～58
4. 国民年金徴収関係	8P	整理番号 59～92
5. 年金給付関係	13P	整理番号 93～148

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(21～23ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年6月20日	2021年2月15日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			東京	立川	2017年10月27日	2021年1月13日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理したため、年金の決定が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	69,380
3			北海道	釧路	2020年8月11日	2020年11月20日	○担当部署で確認したところ、資格取得届を処理する際に確認が不足し、誤って被保険者資格を決定したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	32,937
4	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年3月10日	2021年1月20日	○担当部署で確認したところ、資格喪失届を処理する際に喪失原因の確認が不足し、後期高齢者医療加入のため、健康保険のみ資格喪失させるところ、誤って厚生年金も資格喪失させたことにより、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、資格喪失処理時の喪失原因の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	551,584
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年4月24日	2020年9月16日	○担当部署で確認したところ、委託業者が賞与支払届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●委託業者に対し賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
6		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2019年2月28日	2021年1月15日	○担当部署で確認したところ、委託業者における賞与支払届の賞与額の確認不足により、誤った賞与額を入力したため、標準賞与額を誤って通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対して賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
7	厚生年金適用関係届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2021年1月8日	2021年2月15日	○事業所から問合せがあり、育児休業延長届を処理した際に確認が不足し、延長後の育児休業記録を正しく登録しなかったため、保険料を誤って決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、育児休業延長届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8			福岡	博多	2020年9月2日	2020年9月14日	○担当部署で確認したところ、新規適用届の処理における確認不足により、誤った事業所整理番号を記載した保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
9	厚生年金適用関係届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2018年11月頃	2020年3月4日	○担当部署で確認したところ、保険料の納付状況の確認が不足し、厚生年金特例保険料の納付に係る事務処理がされていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●担当部署において、特例保険料の納付状況の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
10	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年11月26日	2021年2月18日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の確認不足により、70歳以上被用者該当処理のみ行うところ、処理が不要である健康保険の資格取得を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	89,280	
11	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2016年5月9日	2021年2月22日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者の基金脱退の処理における確認不足により、誤って基金脱退の処理を行わなかったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の基金脱退の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	797,940	
12			東京	江東	2017年3月1日	2021年2月16日		2事業所	未徴収	518,319	
13			東京	江東	2017年4月1日	2021年2月22日		6事業所	未徴収	846,677	
14			愛知	名古屋広域事務センター	2021年1月27日	2021年2月10日		○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者の資格取得届の処理における確認不足により、別事業所の保険証が発行されるため、発行が不要である保険証を、誤って発行していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険証を回収しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
15	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域事務センター	2021年2月12日	2021年2月15日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0	
16			福岡	西福岡	2021年2月16日	2021年2月18日		2事業所	なし	0	
17			大阪	豊中	2021年2月10日	2021年3月5日		○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18			愛知	名古屋広域事務センター	2020年12月25日	2020年12月28日		2事業所	なし	0	
19			兵庫	三宮	2021年1月20日	2021年1月21日		2事業所	なし	0	

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
20	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	2020年 12月14日	2021年 1月5日	○事業所から問合せがあり、口座振替を停止すべき保険料について確認が不足し、停止の処理を行わなかったため、誤って口座振替がされていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って口座振替された保険料は還付しました。 ●担当部署において、口座振替を停止すべき保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	46,005
21	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	新潟	新発田	2021年 2月10日	2021年 2月10日	○担当部署で確認したところ、郵便受けへの文書投かん時の確認不足により、不在連絡票の投かん先を誤っていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って投かんした文書を回収しました。 ●担当部署において、投かん時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2020年 4月3日	2020年 12月23日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、国民年金資格取得届及び国民年金資格喪失届を受理する際の確認が不足し、誤った資格取得日及び資格喪失日で受付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
23			東京	東京広域事務センター	2020年 3月16日	2020年 12月23日	○市区町村から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について領収しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	147,360
24		入力誤り	石川	金沢広域事務センター	2017年 2月6日	2021年 2月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の確認が不足し、氏名を誤って入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
25	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	2019年 12月12日	2020年 1月20日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、資格記録の確認不足により、本来必要のない国民年金資格喪失届を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を受付する際の資格記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
26	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	1996年 6月11日	2021年 2月10日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
27			大阪	平野	1988年 6月2日	2021年 2月2日		1名	なし	0
28			広島	広島西	1963年 11月1日	2021年 3月17日		1名	なし	0
29			東京	足立	1998年 3月頃	2021年 1月8日		1名	なし	0
30			北海道	札幌東	1992年 6月1日	2021年 1月4日		1名	なし	0
31			北海道	砂川	1986年 6月19日	2020年 12月25日		1名	なし	0
32			北海道	札幌東	1976年 1月10日	2021年 1月22日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
33	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2015年 1月22日	2019年 9月10日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	196,360	
34			山形	鶴岡	2016年 9月28日	2021年 1月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50,660	
35			鹿児島	川内	2019年 6月13日	2021年 2月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金特例高齢任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、65歳で喪失となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
36			東京	葛飾	2008年 10月23日	2021年 1月22日	○担当部署で確認したところ、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金特例高齢任意加入申出書を受付したため、保険料の過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	57,890	
37			説明誤り	埼玉	越谷	2020年 2月5日	2020年 12月3日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、高齢任意加入の手続きが必要であったにもかかわらず、海外任意加入のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
38				長崎	長崎南	2017年 5月12日	2021年 1月15日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
39	大阪	吹田		2007年 2月3日	2020年 12月24日	1名	なし		0		
40	東京	武蔵野		2012年 10月4日	2021年 3月5日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0		
41	大阪	吹田		2001年 1月5日	2021年 3月9日	1名	なし	0			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	香川	高松西	2009年 8月17日	2020年 11月4日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
43			東京	品川	2012年 10月頃	2018年 10月17日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際に、国民年金任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、海外転出時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	837,630
44			神奈川	横浜南	2009年 5月13日	2020年 12月23日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
45			大阪	貝塚	1999年 4月1日	2020年 12月24日		1名	なし	0
46			福岡	西福岡	2020年 8月5日	2021年 1月14日	○事務センターから連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
47			福岡	八幡	2020年 1月30日	2021年 3月9日		1名	なし	0
48			大阪	堺東	2020年 11月2日	2020年 12月10日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金任意加入の手続きを案内する際、誤った任意加入日を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
49			徳島	徳島北	2020年 1月22日	2020年 11月9日	○事務センターから連絡があり、委託業者において、納付督促を行った際、海外転出している旨を聞き取っていたにもかかわらず、任意加入の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう指導しました。	1名	なし	0
50	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	東京	文京	2019年 5月頃	2019年 7月9日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
51	国民年金種別変更届の誤り	説明誤り	千葉	松戸	2016年 1月15日	2021年 1月25日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の年金記録の確認不足により、3号から1号への種別変更が必要な期間があったにもかかわらず、案内を漏らしていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について領収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	185,720

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
52	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	2004年 4月7日	2020年 12月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
53			東京	中央	2016年 10月11日	2020年 9月23日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
54			東京	港	2005年 6月21日	2020年 10月29日	○機構本部から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について領収しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	2,283,500
55			愛知	名古屋広域 事務センター	2019年 2月14日	2020年 10月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号関係届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号関係届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 9月26日	2020年 12月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号関係届を処理する際の確認が不足し、氏名変更処理のみ行い、国民年金第3号種別変更の処理が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号関係届処理を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57			説明誤り	奈良	桜井	2013年 5月1日	2019年 6月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来、提出の必要のなかった国民年金第3号関係届を受付し、処理していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書受理時の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	誤還付
58	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2019年 4月30日	2020年 1月6日	○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、誤って不在者として管理されていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
59	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	兵庫	明石	2020年 12月1日	2021年 1月18日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、資格取得届受付時にお客様が付加保険料納付を希望していたにもかかわらず、付加保険料の手続きの案内を漏らしたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	400
60			佐賀	佐賀	2020年 10月16日	2021年 2月24日	○機構本部から連絡があり、市区町村において資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付の手続きの案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	400
61	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2017年 8月30日	2020年 12月22日	○機構本部から連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	122,000
62			東京	千代田	2020年 5月1日	2020年 5月8日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理時の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	未徴収	46,650
63			岩手	花巻	2020年 4月24日	2020年 12月23日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、追納納付書を作成した際に使用期限の訂正を漏らしたため、お客様が使用期限後に納付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、使用期限後に納付した追納保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納納付書作成時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	34,980
64			大阪	吹田	2020年 4月20日	2020年 10月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料追納申込書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	93,300
65			福岡	八幡	2003年 5月23日	2020年 12月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、老齢年金の繰上げ受給者は追納できないにもかかわらず、追納納付書を交付し、お客様が納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納納付書作成時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	119,700

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
66	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2020年 12月28日	2021年 1月4日	○担当部署で確認したところ、国民年金追納納付書を送付する際、宛名不完全の状態です送付していたため、年金事務所へ返送され、納付書の使用期限までにお客様のもとへ届かず、追納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、追納納付書送付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,550
67		説明誤り	大阪	市岡	2014年 4月10日	2014年 4月17日	○お客様から問合せがあり、免除期間の追納を案内する際、古い期間から追納するよう案内すべきところ、誤った期間を案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、追納の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	29,400
68			石川	金沢北	2001年 5月頃	2020年 11月25日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、追納の案内をしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納する際の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	487,980
69	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 8月31日	2020年 12月17日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の添付書類の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、審査時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,540
70			宮城	仙台広域 事務センター	2020年 6月8日	2021年 1月26日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際、確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際、確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			東京	大田	2018年 9月10日	2020年 10月2日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を審査する際、誤って別人の所得で審査していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
72		入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 3月24日	2020年 11月12日	○他の事務センターから連絡があり、委託業者において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の入力を行う際、配偶者の情報の入力を漏らしたため、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
73		説明誤り	愛知	刈谷	2020年 10月26日	2020年 11月27日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、再申請が可能であるにもかかわらず、再申請の案内を漏らしたため、お客様の希望する期間の免除申請ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
74	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年7月31日	2020年11月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
75			大阪	吹田	2016年10月28日	2021年2月4日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	318,410
76			新潟	新潟東	1992年2月5日	2020年11月24日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	34,500
77			京都	舞鶴	2002年6月13日	2020年12月23日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	5,960
78			北海道	旭川	2015年7月1日	2020年9月29日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、年金記録の確認が不足し、法定免除非該当時の届出が漏れたため、法定免除に該当しなくなったにもかかわらず、法定免除のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、法定免除非該当時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
79			大阪	貝塚	2020年9月3日	2020年10月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付し処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
80			兵庫	事務センター	2017年6月頃	2020年7月21日	○市区町村から連絡があり、年金記録の確認不足により、法定免除非該当時の非該当処理を漏らしていたこと及び法定免除該当届処理時に付加保険料の納付を希望していたにもかかわらず、納付済みの付加保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の付加保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	4名	誤還付	32,670
81			国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	説明誤り	神奈川	平塚	2020年8月3日	2020年9月25日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、学生納付特例不該当届の記入を案内をする際、誤った日付で案内していたため、未納期間が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、学生納付特例不該当届について必要な案内をするよう依頼しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
82	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2020年11月2日	2020年11月5日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、口座振替の停止の処理を行わなかったため、既に納付書で納付済みであるにもかかわらず、口座振替による納付も行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の停止の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,940
83		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年11月17日	2021年2月8日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った金融機関コードを補記し、入力処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、金融機関コードの確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
84		説明誤り	茨城	土浦	2020年4月15日	2020年6月8日	○お客様から問合せがあり、口座振替の案内をする際の口座状況の確認が不足し、口座振替されないにもかかわらず、口座振替されない旨の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
85	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松西	2021年1月19日	2021年3月9日	○機構本部から連絡があり、納付書作成時の確認不足により、誤った使用期限が記載された納付書を作成、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86		説明誤り	東京	江戸川	2020年4月頃	2020年5月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料の納付について案内する際に、誤った前納の納付期限を案内したため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、前納の納付期限の確認を徹底し、必要な案内をするよう指導しました。	1名	なし	0
87	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2020年3月4日	2021年3月1日	○機構本部から連絡があり、延滞金の納付書を作成する際の確認が不足し、元本保険料を納付する前に延滞金の納付書を送付し、お客様が納付したため、延滞金が過誤納となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金の納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	11,100
88			兵庫	東灘	2020年3月6日	2021年1月19日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金を領収する際に延滞金の計算を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	100
89	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	奈良	奈良	2021年1月6日	2021年1月15日	○市区町村から連絡があり、戸別訪問時に使用する不在票を作成する際確認が不足し、誤った電話番号が記載された不在票を作成し、投函していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、不在票作成時の確認を徹底するよう周知しました。	9名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
90	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	大田	2019年 7月30日	2020年 3月3日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料学生納付特例申請書に不備があり、返戻する必要があったにもかかわらず、返戻せず、保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返戻処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91			山梨	甲府	2013年 4月16日	2017年 9月27日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、国民年金保険料の過誤納が発生しているにもかかわらず、お客様宛に還付請求書が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底、必要な処理を行うよう周知しました。	2名	過徴収	13,220
92		受理後の書類管理誤り	宮城	仙台南	2020年 12月24日	2021年 3月3日	○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
93	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢南	1990年 4月19日	2020年 8月7日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,950	
94			岡山	倉敷東	1989年 11月1日	2019年 10月16日		1名	未払い	116,467	
95			宮城	仙台東	1996年 4月4日	2020年 6月26日		1名	未払い	290,489	
96			北海道	砂川	2020年 12月18日	2021年 2月18日		○お客様から問合せがあり、共済組合期間の有無の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
97	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2007年 9月27日	2020年 2月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合期間の確認不足から、老齢年金決定時に共済組合期間の登録を誤り老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,886	
98	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯	1971年 2月25日	2020年 2月7日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	95,540	
99			奈良	奈良	1985年 7月11日	2020年 8月6日		○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,214
100			広島	広島西	2010年 6月24日	2020年 6月29日		○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に国民年金期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,026,888

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
101	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2021年 1月14日	2021年 1月18日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に共済期間を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	483
102			千葉	船橋	1984年 12月1日	2020年 3月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取り消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,978,721
103	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2020年 7月27日	2020年 8月24日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
104			栃木	宇都宮西	2020年 6月5日	2020年 8月11日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	7,134,464
105		説明誤り	大阪	天王寺	2019年 9月18日	2020年 2月25日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、老齢年金の受給権発生年月日の確認不足から、老齢年金の支給開始時期を誤って説明したため、お客様が65歳支給をやめ繰下げ支給の年金請求を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、繰下げ請求時の老齢年金の支給開始時期の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,220,590
106	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2012年 8月12日	2020年 8月24日	○共済組合から連絡があり、受給要件の確認不足から、長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
107			岩手	盛岡	2007年 9月27日	2020年 6月5日	○他の年金事務所から連絡があり、受給要件の確認不足から、長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
108	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2016年 1月7日	2020年 9月28日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の要件を満たさないにもかかわらず、誤って遺族基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	77,341
109			京都	上京	2019年 12月6日	2020年 11月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	483,612
110			徳島	阿波半田	2020年 6月17日	2020年 12月21日	○共済組合から連絡があり、年金記録の確認不足から、退職一時金の支給を受けていたため共済組合が決定する遺族厚生年金を誤って決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	189,870
111		説明誤り	東京	新宿	2020年 5月7日	2021年 1月14日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
112		東京	中央	2014年 9月9日	2021年 1月13日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、受給要件を満たしていないと判断し遺族厚生年金の請求ができないと誤って説明したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,608,515	
113	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	2013年 1月25日	2020年 8月13日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、委託社会保険労務士が受給要件を満たしていないと判断し遺族厚生年金の請求ができないと誤って説明したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	2,478,972
114			本部	障害 年金センター	2020年 9月17日	2021年 1月7日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害の程度が2級である障害年金の受給権者にその後別の傷病で障害が残り、その障害が障害等級に該当したことから、前後の障害をあわせ1級として障害年金を改定する年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の併合認定について再確認しました。	1名	未払い	243,882

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
115	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2016年9月7日	2016年10月18日	○お客様から問合せがあり、所得状況届の処理に伴い障害基礎年金の支給停止を行うべきところ、委託業者が所得状況届の確認不足から障害基礎年金の支給停止を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、所得状況届の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過払い	3,787,919
116			大阪	天王寺	1996年8月15日	2018年11月15日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害基礎年金のみ決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,037,143
117			高知	高知東	1986年2月27日	2020年8月24日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、障害年金決定時に厚生年金被保険者期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	109,843
118		説明誤り	北海道	旭川	2020年3月31日	2020年7月14日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、障害年金の事後重症請求ができる方に対し、請求ができないと説明したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	889,133
119			東京	荒川	2020年9月4日	2021年1月4日	○機構本部から連絡があり、納付要件の確認不足から、委託社会保険労務士が本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
120			大阪	豊中	2021年1月19日	2021年2月15日	○機構本部から連絡があり、街角の年金相談センターにおいて、制度の理解不足から、障害年金の額改定請求ができない方に対し、額改定請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●街角の年金相談センターにおいて障害年金の額改定請求について再確認しました。	1名	なし	0
121			入力誤り	本部	中央年金センター	2018年11月21日	2021年1月18日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が障害基礎年金決定時に子の生年月日の入力を誤ったため、18歳到達年度以降も子の加算額が加算され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様に文書でお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
122	振替加算の誤り	説明誤り	宮城	石巻	2017年 6月1日	2021年 3月4日	○機構本部から連絡があり、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
123	年金選択の誤り	確認・決定誤り	山形	新庄	2008年 4月17日	2021年 2月19日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、遺族共済年金と障害基礎年金を受給している方の選択処理を誤り、遺族共済年金は全額支給停止となるにもかかわらず支給停止する処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,045,643
124			愛知	中村	2020年 2月3日	2020年 5月29日	○機構本部から連絡があり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
125	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2020年 6月1日	2020年 12月15日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書審査時の確認不足から、誤った年金コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書審査時には年金コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	76,144
126			石川	金沢広域 事務センター	2018年 10月29日	2021年 3月22日	○共済組合から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、未支給年金請求書を受付する際、共済組合が支給する年金を受給している場合は、共済組合へ回付する必要があるところ、回付が漏れていたため、共済組合において未支給年金の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ未支給年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、共済組合が支給する年金を受給している場合の届書の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
127	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2020年 10月21日	2021年 1月7日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	307,260
128	死亡届の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2020年 11月4日	2021年 1月5日	○機構本部から連絡があり、死亡届の記載内容の確認不足から、委託業者が死亡届の入力処理を行う際、誤った死亡年月日を入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
129			香川	高松広域 事務センター	2020年 11月6日	2020年 12月14日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
130	死亡届の誤り	入力誤り	岡山	岡山広域事務センター	2020年11月25日	2021年2月2日	○お客様から問合せがあり、死亡届の記載内容の確認不足から、委託業者が死亡届の入力処理を行う際、誤った死亡年月日を入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
131	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	1966年7月25日	2020年3月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	517
132	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2018年5月24日	2020年12月23日	○年金事務所から連絡があり、特別一時金決定時の確認不足から、老齢基礎年金を受給している方に対し特別一時金を支払ったため、特別一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの特別一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金決定時には年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	65,600
133	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2020年2月20日	2020年4月23日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、配偶者情報の登録を正しく行わなかったため振替加算の加算が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に配偶者情報の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,950
134	住所変更の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2020年3月25日	2021年2月25日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者住所変更届を誤って処理不要としたため、住所変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、変更処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
135	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2020年11月12日	2020年12月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	117,116
136			新潟	三条	2020年12月18日	2021年2月17日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,077

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
137	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2021年 2月15日	2021年 2月19日	○機構本部から連絡があり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理不要としたため、年金振込先口座の変更処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,198
138		入力誤り	東京	東京広域事務センター	2019年 11月21日	2020年 6月1日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に入力項目の確認不足から、振込先口座の氏名の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	190,335
139	年金見込額の誤り	説明誤り	奈良	奈良	2021年 1月15日	2021年 3月9日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
140	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	埼玉	川越	2020年 1月27日	2020年 7月31日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が遺族年金請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	12,500
141			大阪	難波	2019年 12月2日	2020年 6月23日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金生活者支援給付金請求書の提出時期を誤った提出時期で案内したため、請求書の提出が遅れ給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、給付金の支給開始時期の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	35,090
142		入力誤り	熊本	玉名	2020年 1月20日	2020年 2月21日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、年金受給権者受取機関変更届を入力不要としたため、給付金振込先口座の変更処理が行われず、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時には入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	29,898
143	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	香川	高松広域事務センター	2020年 12月14日	2021年 2月3日	○お客様から問合せがあり、返納告知書作成時の記載内容の確認不足から、誤った金額を記載して送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記載内容の返納告知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
144	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	千代田	2021年 2月10日	2021年 2月15日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき年金見込額回答票を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金見込額回答票を回収し、本来送付すべきお客様に年金見込額回答票を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
145	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	岐阜	高山	2020年 12月14日	2021年 1月19日	○担当部署において確認したところ、受付時の確認不足から、提出のあった年金請求書の受付処理を行わなかったため、処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,553
146		未処理・処理遅延	東京	目黒	2010年 9月16日	2020年 2月28日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金額仮計算書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いになっていること及び過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	5名	その他	1,315,564
147			福岡	博多	2020年 9月2日	2020年 12月28日	○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、市区町村が未支給年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いになっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	110,146
148		受理後の書類管理誤り	本部	中央 年金センター	2017年 10月23日	2020年 7月15日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、返納方法申出書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。返納方法申出書を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのもと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由が該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由が該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<p>○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。</p> <p>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。</p> <p>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。</p> <p>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。